

第36回教育研究評議会議事要録

1 日 時 平成18年10月27日（金）13：30～14：48

2 場 所 事務局第1会議室

3 議 事

(1) 教員組織の在り方等について

議長から、教員組織の在り方等についての提案があった。

引き続き、理事（研究・国際担当）から、資料1－1～3に基づき、7月21日開催の教育研究評議会において、学長より提案された「新教員組織の在り方について」の中で記した新教員組織編成を本中期計画期間中に円滑に達成するため、平成19年度に実施する新教員組織への移行に関する基本方針の説明があり、これに基づき部局等で組織の制度設計の検討をすすめることの依頼があった。

引き続き、議長から、配付資料（「長崎大学役職員配分表」）に基づき、役職員の配分現況及び配分の考え方について説明があった。

(2) 長崎大学学則の一部改正について

議長から、長崎大学学則の一部改正について審議の提案があった。

引き続き、理事（教育・情報担当）から、資料2に基づき、個別学力検査の前期日程又は後期日程の出願受付後に各学部等が課す大学入試センター試験の教科・科目を受験していないことにより受験資格がないことが判明した者が所定の期日までに前期日程又は後期日程に係る検定料の返還を申し出たときは、検定料を返還することができるようとするための改正である旨の説明があり、審議の結果、原案どおり了承された。

(3) 長崎大学大学院学則の一部改正について

議長から、長崎大学大学院学則の一部改正について審議の提案があった。

引き続き、理事（教育・情報担当）から、資料3に基づき、①学校教育法が一部改正され、大学に置かなければならない職として、助教授に代えて准教授を設けるとともに、助教が新設されたこと、②大学院設置基準が一部改正され、教育研究上の目的の公表等、教育課程の編成方針、成績評価基準等の明示等及び教育内容等の改善のための組織的な研修等に関する規定が追加されたこと並びに修士課程の修了要件に関する規定が見直されたことに伴い、本学則における関係規定を整備するための改正である旨の説明があり、審議の結果、原案どおり了承された。

(4) 長崎大学学位規則の一部改正について

議長から、長崎大学学位規則の一部改正について審議の提案があった。

引き続き、理事（教育・情報担当）から、資料4に基づき、本学においては、国際社会の発展に貢献できる人材の養成を目的としていることを踏まえ、本学が授与する学位の種類及び専攻分野等を、現在の和文に加え、英文でも明示するよう学位記の様式を変更するための改正である旨の説明があり、審議の結果、原案どおり了承された。

なお、学位に付記する専攻分野の名称の英語表記については、教務委員会において引き続き検討を行い、後日教育研究評議会に報告することとなった。

(5) 平成19年度学園祭実施に伴う臨時休業措置について

議長から、平成19年度学園祭実施に伴う臨時休業措置について審議の提案があった。

引き続き、理事（教育・情報担当）から、資料5に基づき、平成19年度学園祭日程及び臨時休業措置について説明があり、審議の結果、了承された。

(6) 長崎大学環境委員会規則の制定について

議長から、長崎大学環境委員会規則の制定について審議の提案があった。

引き続き、理事（評価・人事担当）から、資料6に基づき、本学における環境に配慮した教育研究活動等の促進を審議するため、本学に設置する長崎大学環境委員会の組織、運営に関し必要な事項を定めるための規則を制定するものである旨の説明があり、審議の結果、原案どおり了承された。

4 報告事項

(1) 学内共同教育研究施設長の選考結果について

議長から、10月10日で任期が満了となった環東シナ海海洋資源研究センター長について、引き続き松岡數充理事が選考された旨の報告があった。

(2) 平成19年度年度計画の策定について

理事（企画担当）から、資料7に基づき、平成19年度年度計画の策定スケジュール及び作成体制について報告があり、併せて年度計画の策定に対する協力の依頼があった。

(3) 長崎大学における臨床研究に係る利益相反ポリシー及び管理指針について

理事（社会貢献担当）から、資料8に基づき、本学では、「長崎大学利益相反マネジメントポリシー」を制定しているが、ヒトを対象とした臨床研究に係る利益相反ポリシーの作成を行う必要があることから、「長崎大学における臨床研究に係る利益相反ポリシー」を策定したこと及び利益相反の管理を行うため、「長崎大学における臨床研究に係る利益相反管理指針」を策定したことについて報告があった。

(4) 長崎大学学術交流委員会規則の一部改正について

理事（研究・国際担当）から、資料9に基づき、長崎大学学術交流委員会の委員長

選考について委員長として学長が指名することができる者の範囲に、理事のほか、新たに副学長を加えるための改正である旨の報告があった。

(5) 屋外共用スペースにおける喫煙場所について

理事（教育・情報担当）から、屋外共用スペースにおける喫煙場所について、平成18年7月21日開催の教育研究評議会において学生委員会が検討することとなつたが、学生委員会で検討した結果、文教キャンパスでは、各部局がそれぞれ喫煙場所を設けていることから、屋外共用スペースには喫煙場所を設けないとする旨の報告があった。

(6) その他

ア 第3回日中ジョイントセミナーについて

議長から、10月20日～23日まで中国に出張し、上海同済大学との第3回日中ジョイントセミナーを実施したことの報告があった。

イ サークルセンター2号棟（仮称）の完成について

議長から、10月18日 サークルセンター2号棟（仮称）が完成し、オープニングセレモニーが開催されたことの報告があった。

ウ 新たな昇給制度に伴う昇給基準等について

佐久間評議員から、新たな昇給制度に伴う昇給基準等について、各部局での具体的な昇給基準の作成等の作業があるので、今後のスケジュール等がどのようになっているかとの質問があり、人事企画課から近日中に文書で通知する旨の回答があった。

エ 11月及び12月の教育研究評議会の開催日時について

総務課長から、11月及び12月の教育研究評議会の開催日時について連絡があった。

オ 教育研究評議会・事務連絡協議会等合同忘年会について

総務課長から、教育研究評議会・事務連絡協議会等合同忘年会の開催日時等について連絡があった。

以上